

諸外国の延長の論拠等について<sup>1</sup>

## ドイツ

## (1) 死後 50 年への延長時 (1934 年)

- 著作権延長法の公式注釈によれば、「文化政策的および国民経済的な理由から、これまで著作者の死後 30 年だった保護期間を死後 50 年に延長することが望ましいものだということである」と簡潔に述べられているだけである。ただし、著作者の遺族が 20 年の保護期間延長を求めた際に、国民啓蒙・宣伝省は、その代わりに文化税の導入を志向し、最終的には保護期間延長法が成立したとの経緯がある様子。(ただし、公の議論はなしに行われている。)

## (2) 死後 70 年への延長時 (1965 年)

- 現行ドイツ著作権法が制定されるまでの立法過程において、各種の草案では、死後 50 年との案であったが、著作権法案に関する法務委員会によって死後 70 年の保護期間に修正され、これが連邦議会において反対なく議決され、結果、死後 70 年に延長された。
- 法務委員会における検討では、死後 60、70、80 年といった期間が検討された末に 70 年が採用され、その理由は、以下の諸点とされるが、メリットやデメリット、法律学・実務面での深い議論はなかったとの評もあるようである。
  - ・ 平均余命が伸張したことにより、著作者の死後 50 年の経過後において、著作者の近い家族がいまだ生存しており、その著作物の利用による収入が取り去られてしまう事態がますます生じると考えられたこと。
  - ・ 作曲者や音楽出版社の要望が法務委員会の提案の基礎となっていること。
  - ・ 有償公有制度（著作権によって保護されない著作物を公に演奏すること、複製物を業として頒布することについて、著作者基金に報酬（著作者遺族報酬）を支払う制度）を排除する代わりに、保護期間延長を提案したこと。

※ なお、有償公有制度を導入しなかった理由は、次のとおりとされる。

- ・ 古典の著作物についても報酬を支払わなければならないとすると徴収額以上の経費がかかり実効性に乏しいこと。
- ・ 徴収された著作者遺族報酬による援助について、どの著作者が助成に値するかを判断することになると、国家による文化統制のおそれがあること。

<sup>1</sup> 特に他の出典を記さない限り、(株)三菱UFJコンサルティング&リサーチ編「著作物等の保護と利用円滑化方策に関する調査研究『諸外国の著作物等の保護期間について』報告書」（平成 20 年 2 月）に基づき、事務局において関連部分をまとめたものである。同報告書の各国の執筆担当者は、それぞれ、ドイツ：立教大学法学部准教授 上野達弘氏、フランス：早稲田大学法学部助手 大橋麻也氏、イギリス：明治大学情報コミュニケーション学部専任講師 今村哲也氏、アメリカ：学習院大学法学部准教授 横山久芳氏。

なお、今回は、同報告書のうちから各国の保護期間延長の論拠となった部分を抜粋したものであり、延長の際の利用円滑化に関する議論については、今期第 1 回・過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会（平成 20 年 3 月 18 日）資料 5 を参照されたい。

## フランス

### (1) 死後 50 年への延長時 (1866 年)

- 1866 年法では、当時の議会報告によれば、以下の理由により、それまで権利相続人が誰であるかによって算定方法が異なっていた著作権の保護期間を、著作者の死後 50 年に統一された。
  - ・ 相続人の身分に応じて期間の計算方法が異なり、差があった保護期間を、「著作者の死後 50 年」という規定値を採用することで期間計算を統一し、著作物がいつから公有に帰するかを明確に知ることに対する公衆の利益を考慮した。
  - ・ 統一する際に 50 年の期間を採用したのは、スペインとロシアが 50 年を、イギリスとアメリカがこれに近い 42 年を採用している点を根拠としている。

※ なお、この法案審議の際には、有償公有制を含めた権利の永続化が提唱されたが、意見の收拾がつかず、採用が見送られているようである。

### (2) 死後 70 年への延長時 (音楽著作物 : 1985 年、その他 : 1997 年)

- 1985 年法は、「歌詞付きまたは歌詞なしの音楽著作物」に限定して、保護期間を著作者の死後 70 年とした。また、1997 年改正により、全ての著作物について死後 70 年となったが、その際の理由は以下のとおりである。

#### ◆音楽著作物 (1985 年)

- ・ フランスよりも長い保護期間を認めている国があったこと (例 : スペイン (80 年)・ドイツ及びオーストリア (70 年)・イタリア (50 年ないし 100 年)・アメリカ合衆国 (75 年))。
- ・ 音楽出版社に十分な投資回収の機会を保障すること。
- ・ フランスの音楽著作物の著作権が早期に満了することで、フランスの音楽出版社が、その出版成果にただ乗りする他国の同業者との競争において不利になるのを防ぐこと。

#### ◆その他の著作物 (1997 年)

- ・ 1993 年の E U 指令の国内法化の要請。
- ・ 各国の保護期間の相違を消滅させ、共同体域内における自由流通及び自由競争の障壁を排除すること。
- ・ 創作を奨励すること。
- ・ 著作者の死後、二世にわたり著作物利用権を保障するため、平均寿命の延びを考慮。

## イギリス

### (1) 死後 50 年への延長時 (1911 年)

- 1911 年著作権法により、著作権の保護期間を死後 50 年に延長されたが、その際の理由は以下のとおりである。
  - ・ ベルヌ条約のミニマムスタンダードである死後 50 年に合わせること。
  - ・ その 50 年は、著作権の保護の利益を著作者の死後の 2 世代まで及ぼすことを根拠としている。

### (2) 死後 70 年への延長時 (1995 年)

- 1995 年著作権保護期間規則により、著作権の保護期間を死後 70 年に延長された際の理由は、1993 年の EU 指令を導入することであり、国内的な議論の高まりによるものではないとのことである。

## EU

### ○ 1993 年の EU 指令<sup>2</sup>

- 1993 年の EU 指令が著作者の権利は著作者の生存間及び死後 70 年間存続することを指示したが、EU 指令は、著作物の保護期間を死後 70 年とすることについて、以下のような理由を列挙している。
  - ・ 加盟国間で保護期間に相違があるため、自由な商品の移動とサービスの提供を妨げ、共通市場における競争を歪められる傾向がある。域内市場を円滑に機能させるために、共同体全域にわたって同一の保護期間を確立するように調和されるべき【前文 2】。
  - ・ ベルヌ条約の死後 50 年の保護期間は、著作者と子孫の最初の 2 世代に保護を与えることを意図したものであるが、共同体の平均寿命はより長くなっており、この期間はもはや 2 世代を保護するには不十分である【前文 5】。
  - ・ 特定の加盟国は、著作者の著作物の利用に関して世界大戦の影響を埋め合わせるために死後 50 年よりも長い保護期間を許与している【前文 6】。
  - ・ 保護期間の調和により、共同体において現に権利者が享受している保護を縮小する結果となることはできないため、調和は長期的基礎 (long term basis) に基づいて行うべきである【前文 9】。
- なお、同指令の制定過程においては、経済社会評議会等から死後 50 年で調和すべき旨の意見も出されたが、欧州議会においては、その是非について特に議論されなかったとされる<sup>3</sup>。

<sup>2</sup> 第 7 期第 7 回・過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会 (平成 19 年 9 月 3 日) 資料 4-2 より再掲。

<sup>3</sup> 南亮一著「EU における著作権保護期間延長の経緯について」(国立国会図書館調査及び立法考査局・レファレンス No. 681 2007 年 10 月)

## アメリカ

### (1) 死後 50 年への延長時 (1976 年)

- 1976 年法により、著作者の死後 50 年との保護期間制度が導入され、1978 年以後に創作された著作物に関して、それ以前の期間更新制度が廃止された。その理由として、連邦下院司法委員会の報告書では、以下の点が指摘されている。
  - ・ 1909 年法の保護期間（最大 56 年）は、著作者やその家族に公平な経済的利益を保証するに十分な長さを有するとはいえない。また、著作者の平均寿命が延びたために、著作者の生存中にその著作物が公有化することになり、同一の著作者の昔の作品と最近の作品とが競合するようになっていること。
  - ・ 情報メディアの成長により最初は公衆に認知されなかった多数の著作物の商業的価値がより長く存続するようになってきたこと。
  - ・ 著作物を公有化しても、著作物の価格が低下するとは限らないため、公衆の利益に資することはなく、単に後続の出版社が楽に利益を得ることを認めるにすぎない。延長を認めた方が著作物の流通および創作が促進され、公衆の利益にも合致するといえること。
  - ・ 発行日より著作者の寿命を基準とした制度の方が、作品ごとに保護期間を調査しなくて済み、保護期間の調査が勘弁かつ容易になること。
  - ・ 手続きが煩雑でコストがかかる等の問題点が指摘されていた更新制を変更できること。
  - ・ 著作者の死後 50 年という基準を採用しなければ、ベルヌ条約など、主要な著作権に関する国際条約に加入することが不可能となる。また、世界の多くの国と同様の制度を採用することは、著作物の国際取引の安定性・円滑化に資するものといえること。
  - ・ 死後 50 年とすると、未発行著作物についても連邦法の適用となり、未発行著作物の著作者にとって、州のコモンロー上で受けていた永久著作権の保護を失うこととなるが、死後 50 年となれば、その公正な補償といえること。

### (2) 死後 70 年への延長時 (1998 年)

- 1998 年ソニー・ボノ著作権保護期間延長法により、個人著作物の場合、保護期間は著作者の死後 70 年、無名・変名著作物、職務著作物は発行後 95 年又は創作後 120 年に延長されたが、その際の延長の主たる根拠は次のとおりとされる。
  - ・ EU 諸国とハーモナイゼーションを図ること。主たるコンテンツの輸出先である EU 諸国において、アメリカ人の著作物は、死後 50 年の保護期間しか享受できないが、死後 70 年へと変更し、より長期間保護されることは、アメリカの創作者に対し、創作へのインセンティブを促進すること。
  - ・ 著作権産業は、GDP、雇用創出の面でアメリカ経済において重要な位置を占めており、著作権保護はアメリカ経済を強化する上で重要であり、著作権保護を強化することはアメリカの国益にかなうものであること。

- ・ 平均寿命が延びたために、従来の死後 50 年の保護期間では、孫子の代まで著作権が存続することを保障できなくなっている。人が財産権を取得する理由の一つは自己の資産を子孫に残すためであるから、著作権を延長し、その利益によって孫子の生活保障を図ることができるということは著作者にとって十分な創作のインセンティブになりうる。また、著作権の譲渡やライセンスの際にも、著作権の延長によって著作権の市場価値が高まれば、著作者が取得できる対価も増加すること。
- ・ 収益性の高い著作物の保護期間が延長されれば、著作権者は、そこから余分に得た利益を、他の収益性の低い作品やリスクの高い作品の創作への投資に振り向けることが可能となること。過去の著作物のデジタル化には投資がかかるが、保護期間延長を認めれば、著作権者は安心して過去の著作物への投資を行うことができること。

## オーストラリア<sup>4</sup>

- アメリカとの間の F T A の締結により、その内容に保護期間を死後 70 年とすることが含まれていたことから、2005 年 1 月より保護期間を死後 70 年に延長した。その際、延長の論拠となっていると思われる事項は、以下のとおりである。
  - ・ 米豪 FTA の経済分析 (Economic analysis of AUSFTA, April 2004) は、20 年の保護期間の延長は新たな著作物の創造のための小さなインセンティブにしかならないとしているが、一方で、同経済分析によると、保護期間の延長の消費者へのコストは恐らく極めて小さいとしている。
  - ・ 米国、EU のような豪州への著作物の輸入国との保護期間の調和は国内の著作物の流通を促進する。通信メディアの進歩により、デジタルの著作物の国境を越えた流通が増加し、保護期間が統一されていないことにより著作物の輸出入業者に不確実性と複雑性を与えることになる。

## 韓国

- アメリカとの間の F T A の締結において、その内容に保護期間を死後 70 年とすることが含まれていることから、2007 年 12 月に保護期間を死後 70 年に延長する著作権改正法案が閣議決定され、その後議会に提出されている。
- ※ なお、韓国では、その際に、著作物利用実態及び著作権に対する意識調査が行われている。(2005、2006 年)【詳細・次ページ】

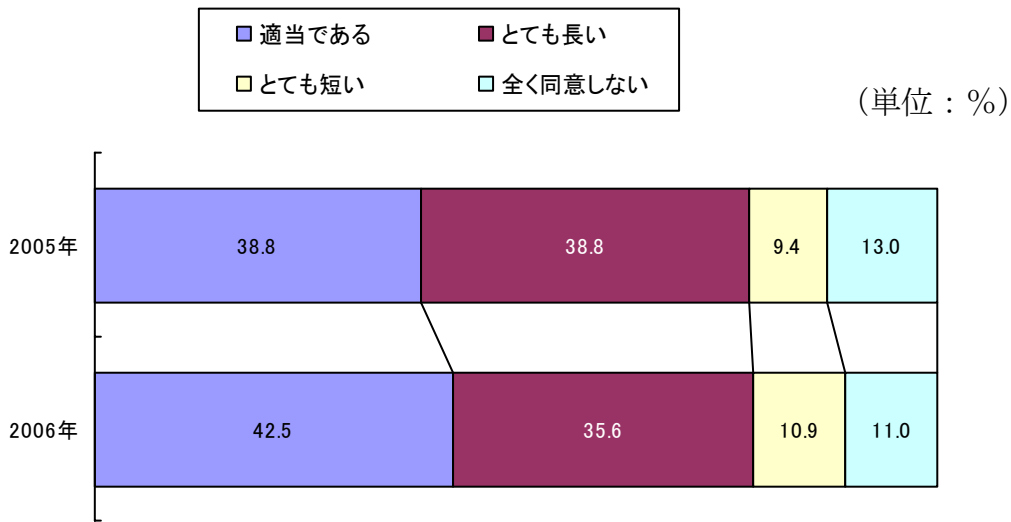
<sup>4</sup> 前掲注 2。第 7 期第 7 回・過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会・資料 4-2 より一部再掲。

○ 韓国における著作物利用実態及び著作権に対する意識調査（抄）

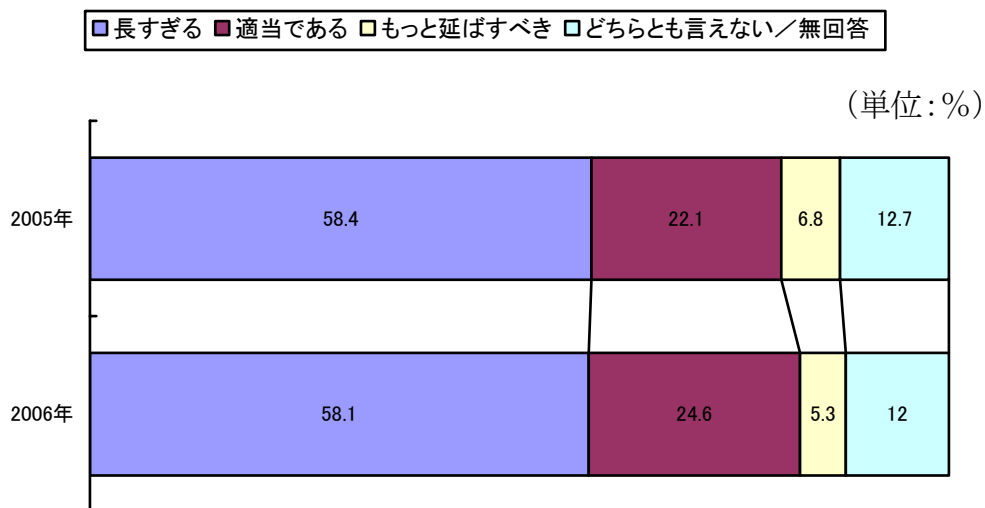
<調査概要>

- ・ 全国の15～39才の男女インターネット利用者1000人（2005は1535人）
- ・ 住民登録人口現況により、性別、年齢別、地域別、人口構成比に併せて無作為抽出
- ・ ウェブ調査
- ・ 2005年11月17日～2005年12月1日、2006年11月15日～26日

問) 現在、韓国の著作権法は著作権者の生存期間及び死亡後50年まで著作権を保護しています。このような著作権保護期間についてどのようにお考えですか？



問) 現在、著作者の死後50年である著作権保護期間を著作者の死後70年に延長することについてどのようにお考えですか？



※ このほか、コンテンツの利用実態や、著作権に対する認識、著作権保護実態に対する認識、海外の著作権に対する認識、著作権保護政策に対する認識についても併せて調査されている。